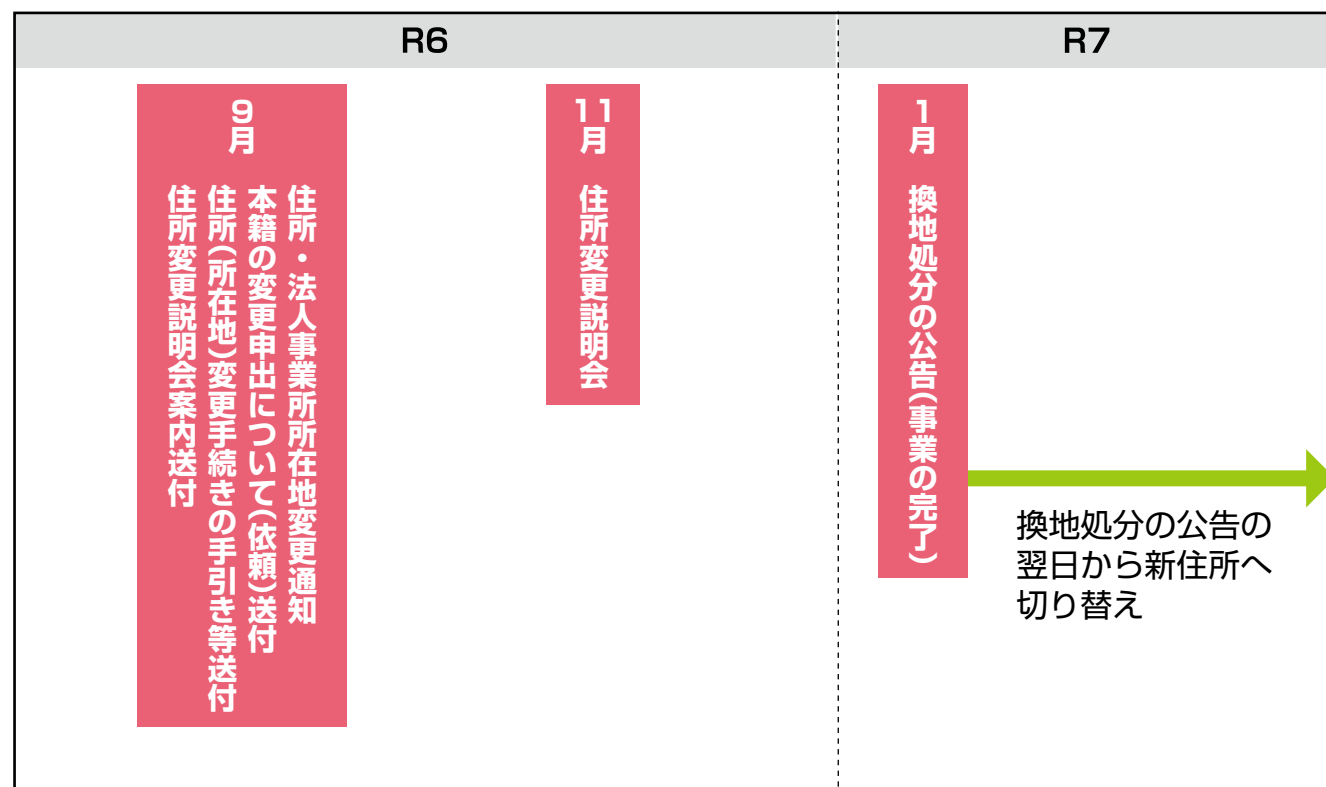


住所変更スケジュールについて(予定)



登記事務の停止について

換地処分の公告後、土地・建物ともに登記簿の表題部を書き替えます(区画整理登記)。この区画整理登記が完了するまでの期間(約3ヶ月間)は、施行地区内の登記事務が停止され、全部事項証明書の取得、所有権移転や抵当権設定等の登記手続きができなくなります。

なお、区画整理登記が完了しましたら、「登記事務の停止が解除された旨」を安城市から関係権利者に通知します。

保留地を購入された方へ

1 説明会の開催について

区画整理事業中の保留地は登記簿が存在しないため、安城市が台帳により管理しておりますが、換地処分の公告後、安城市を所有者とした登記簿が法務局に備えられます。

その後、各所有者の方への所有権移転登記を行います。手続き等をご案内するため、令和7年1月頃に説明会を開催する予定です。なお、対象の方へは、令和6年12月に開催案内を送りする予定です。

2 所有権移転登記の時期について

保留地の所有権移転登記については、前述の区画整理登記完了後、令和7年5月以降に申請する予定です。

3 登録免許税について

保留地の所有権移転登記には、事前に登録免許税の納付が必要となります。令和7年4月頃、所有者の皆様へ納付書を送付する予定です。

問い合わせ先

安城市役所 都市整備部 区画整理課
TEL (0566) 71 - 2261 (直通)



安城市

安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

桜井 区画整理ニュース

vol.56

2024年7月

桜井の昔と今



住宅先行建設区

住所が変わります。
詳しくは中面をご覧ください。

あこがれタウン
さくらい

21世紀の安城市の拠点づくり

安城市

区画整理区域内の町界、字名等が変わります。

旧町界字名

長年にわたり進めてまいりました土地区画
整理事業も、令和7年1月に換地処分の公告
(事業の完了)をする見込みとなりました。
これに伴い、施行地区内にお住いの皆様
の住所が変わります。



旧新对照表

旧		新		旧		新		旧		新		
町・大字	丁目・字	町・大字	丁目・字	町・大字	丁目・字	町・大字	丁目・字	町・大字	丁目・字	町・大字	丁目・字	
桜井町	阿原	桜井町	城向一丁目 桜井	桜井町	新田	桜井町	城向三丁目 桜井	姫小川町	北門原	姫小川町	姫西一丁目 桜井	
	稲荷東	桜井町	桜西二丁目 桜西三丁目				桜西一丁目 桜西二丁目			館出	姫小川町	姫西一丁目 姫西二丁目
	稲荷西	桜井町	桜西三丁目 姫小川町				桜西二丁目 桜西三丁目				姫小川町	姫西二丁目 姫西三丁目
	大役田	桜井町	桜井		桜西二丁目 桜西三丁目	遠見塚	姫小川町		姫西二丁目 姫西三丁目			
		姫小川町	姫西一丁目 城向一丁目		桜井		姫小川町		姫西三丁目 姫西四丁目			
	貝戸尻	桜井町	城向二丁目 城向三丁目		塔見塚	桜井町	桜井		御林	姫小川町	姫西一丁目 金政	
			桜井				姫小川町			小川町	金政	
			桜西一丁目				姫小川町			小川町	三日三升	
	北新田	桜井町	桜井		中新田	桜井町	桜井		志茂	小川町	三日三升	
	三度山	桜井町	城向一丁目 城向二丁目		林	桜井町	桜西二丁目 桜西三丁目		南門原	姫小川町	姫西一丁目 姫西二丁目	
			城向三丁目				城向一丁目 桜井					
	城阿原	桜井町	城向一丁目 城向二丁目		蓮台	桜井町	城向一丁目					

新町界字名

凡 例	
	城向町町内会
	桜井西町町内会
	姫小川町町内会
	小川町町内会
	小学校校区

